

(決議案第1号)

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、釧路市としても看過できるものではない。

よって、釧路市議会は、今般のロシア侵略行為に対し強く非難するとともに、これまで積み上げてきた日本とロシアとの関係を無にしないためにも、国際法を遵守しロシア軍が即時攻撃を中止し、撤退することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

釧路市議会